

2021 法人税法 受講生の皆様へ

LEC 東京リーガルマインド

税理士事業本部

2021 税理士講座（法人税法）訂正とお詫び

税理士講座（法人税法）にて配付致しました下記教材において訂正が発生いたしましたので、該当箇所を訂正させていただきます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

## 〔教材名〕 直前答練、公開模試、予想答練

【該当箇所】直前答練第2回 解答解説 P10 機械装置 (1)普通償却限度額の②

(訂正前)  $\dots \times 0.08680 = 746,480 \Rightarrow$  (訂正後)  $\dots \times 0.09911 = 852,346$

【該当箇所】直前答練第5回 解答解説 P8 別表五(一) I 納税充当金 当期増

(訂正前) 296,553,000  $\Rightarrow$  (訂正後) 290,553,000

【該当箇所】直前答練第5回 問題 D12 6 S社株式 源泉徴収税額

(訂正前) 226,662  $\Rightarrow$  (訂正後) 217,677

※ これに伴い、解答の関連箇所が連鎖的に変更となります。採点には影響が無いように配慮いたします。ご了承ください。

【該当箇所】直前答練第5回 解答解説 P12 2(1)みなし配当

(訂正前)  $\frac{8,000,000}{180,000,000} = 0.0444 \rightarrow 0.045 \Rightarrow$  (訂正後)  $\frac{8,000,000 + 4,000,000}{180,000,000} = 0.0666 \rightarrow 0.067$

※ これに伴い、解答の関連箇所が連鎖的に変更となります。採点には影響が無いように配慮いたします。ご了承ください。

【該当箇所】直前答練第5回 解答解説 P19 5(1)みなし配当

※ 上記の問題及び解答の訂正に伴い、以下の解説を追加します。

資本剰余金と利益剰余金の両方を原資として剰余金の配当を行った場合には、その配当全体を資本の払戻しとして取り扱う。法人税法第23条第1項では、益金不算入の対象となる剰余金の配当は「資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。」とされており、みなし配当の規定である法人税法第24条第1項第4号では、資本の払戻しに係る剰余金の配当は「資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。」とされている。資本剰余金と利益剰余金の両方を原資とする剰余金の配当は「資本剰余金の額の減少に伴うもの」であるため、その全体をみなし配当とすることと解釈される。

【該当箇所】公開模試 解答解説 P8 (3)定額控除限度額

(訂正前)  $8,000,000 \times \frac{6}{12} = 8,000,000 \Rightarrow$  (訂正後)  $8,000,000 \times \frac{12}{12} = 8,000,000$

【該当箇所】公開模試 解答解説 P21 12行目

(訂正前) \* 2にあるように  $\Rightarrow$  (訂正後) 下記FAQにあるように

【該当箇所】予想答練第1回 解答解説 P15 2行目

(訂正前) 海外子会社に対する利子について  $\Rightarrow$  (訂正後) 海外子会社等との取引について

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570-064-464 (月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。